

三木記念体育館使用方法に関する注意事項

<共通注意事項>

1. 利用者は、許可を受けた者に限る。
2. 利用者は、許可された目的及び時間以外の使用を禁止する。
3. 競技場内での飲酒、喫煙及び火気の使用は禁止する。
4. 競技場内での飲食は、健康管理上必要となる給水を除き禁止する。
5. 競技場内へ持ち込んだ器具・用具類、不要な物を放置してはならない。
6. 競技場内へ革靴、下駄等で立ち入ることを原則として禁止する。
7. 競技場を共同使用する場合は、特に事故防止に注意しなければならない。
8. 施設を損傷する行為や近隣住民に迷惑を及ぼすような行動は、厳に慎まねばならない。
9. 施設・設備品を破損した時は、速やかにスポーツ・健康科学教育研究センターまたは守衛室に届け出ること。
10. 特別警報又は暴風警報が発表された場合は、施設を使用して活動することはできない。施設使用中に発表された場合は、直ちに活動を中断すること。

(注) 本学の特別警報及び暴風警報の場合の授業の取扱いに準ずる。

<その他注意事項>

1. 体育館内は、土足厳禁とする。必ず体育館シューズを着用すること。また体育館シューズのまま屋外に出ないこと。
 2. 玄関口の靴箱に靴を放置しないこと。
 3. 濡れたぞうきん等を利用する場合、直接床に置かないこと。
 4. 使用後は、原状復帰を原則とする（窓を閉める。カーテンを開ける。モップをかける。消灯する。）。
 5. フロア内に置く卓球台は、指定された台数のみとする。
 6. 体育館倉庫へのマット等の用具の保管は、スポーツ・健康科学教育研究センターの許可を得たもののみとする。
 7. フロアにラインテープ等を引く場合は、スポーツ・健康科学教育研究センターの許可を得ること。
 8. 壁面の鏡は、使用時のみカバーを開けるようにし、使用後は元に戻すこと。
 9. ロビーでの食事は禁止する。
 10. 使用後は必ず施錠し、鍵を守衛室に返却すること。
 11. 前各号に掲げるもののほか、管理上または運営上、不適な行為はしないこと。
- 以上の注意事項に違反した時は、以後使用を認めない場合がある。

(平成 27 年 2 月 23 日)